

## 第519回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和5年7月21日（金）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

### 4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

### 5 議 題

第1号議案 なまこ漁業許可の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 あわび漁業等の特別採捕許可について（協議）

第3号議案 茨城県資源管理方針の変更について（協議）

第4号議案 令和6年度に向けた全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について（協議）

### 6 報告事項

（1）令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会総会の結果について

（2）千葉・茨城相互入会漁業担当者会議結果について

（3）茨城インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について

（4）しらすの漁況経過と見通しについて

### 7 そ の 他

### 8 閉 会

資料No 1-1

漁諮詢第 7 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 5 年 7 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

令和5年10月31日までに許可の有効期間が満了する知事許可漁業の許可の更新を行うため、同規則第12条第1項の規定に基づき、別紙1のとおり制限措置及び許可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第7項の規定に基づき、別紙2のとおり許可の基準を定めるものである。

なお、許可の有効期間については、令和5年6月9日付け漁諮問第5号にて、5年から1年に短縮する旨諮問し、令和5年6月26日付け茨漁調委第14号において、差し支えない旨答申を得ている。

茨城県告示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可をすべき漁業者の数その他の制限措置及び許可を申請すべき期間を次のように定める。

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

第1 なまこ漁業

1. 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

27人

(3) 操業区域

第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2. 許可を申請すべき期間

令和5年 月 日から令和5年 月 日まで

3. 備考

(1) 当該許可の有効期間は、令和5年11月1日から令和6年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 号

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第7項の規定による許可すべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準をそれぞれ次のように定める。

令和5年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

許可の基準

第1 なまこ漁業

1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者

5 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

# 資料No. 1 - 2

## なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和5年7月21日

茨城県農林水産部漁政課

なまこ漁業における茨城県海面漁業調整規則（以下、「規則」という。）第12条第1項及び第7項の規定による制限措置及び許可を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

なお、当該許可は、令和2年12月の漁業法及び規則の改正施行に伴い令和3年11月より新たに発給した許可であり、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、許可の有効期間を5年から1年に短縮し発給している。本件についても、令和5年6月9日付け漁諮問第5号にて、有効期間を5年から1年に短縮する旨諮問し、令和5年6月26日付け茨漁調委第14号において差し支えない旨答申を得ている。

### 1. 制限措置

(1) 漁業種類 なまこ漁業（規則第5条第1項第2号）

(2) 許可すべき漁業者の数 27人 ※1人減

（理由）規則第22条に基づく資源管理状況等の報告から、許可を受けた28人の漁業者のうち13人の操業実績が確認され、操業の無かった15人についても合理的な理由によるものであることが認められた。一方で、令和5年に1人の死亡による許可の返納があった。令和3年の許可創設時、法改正以前に実績を有していた者の操業機会の保全を目的としており、廃業者が出了場合の補充を行わないとしていたことから、1人減の27人とする。

(3) 操業区域 第1種共同漁業権漁場区域を除く茨城県海面 ※現行のとおり

（理由）現状において、他漁業との操業上の問題については、報告されていないものの、引き続き検証の必要があることから、現行のとおりの操業区域とする。

(4) 漁業時期 1月1日から12月31日まで ※現行のとおり

（理由）規則において「なまこ」の採捕を禁止する期間が定められておらず、漁業権行使規則においても「なまこ漁業」の操業を禁止する期間の制限が設けられてない。また、資源管理状況等の報告（令和5年4月まで）により、令和4年8月から令和4年11月までを除き操業実績が確認されている。水揚げ状況から、主漁期は主に冬期であると推測されるが、引き続き漁業時期についての検証をする必要があるため、現行のとおり周年とする。

(5) 漁業を営む資格 茨城県に住所を有する者 ※現行どおり

### 2. 許可を申請すべき期間

令和5年9月11日から令和5年10月10日まで（規則第12条第2項）

### 3. 許可の有効期間

令和5年11月1日から令和6年10月31日まで（規則第16条第2項）

令和5年6月9日付け漁諮問第5号、同年6月26日付け茨漁調委第14号（答申）のとおり。

#### 4. 許可に関する取扱い

規則及び「なまこ漁業の許可に関する取扱方針」のとおりとする。

#### 5. 許可の基準について

規則第12条第7項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は、以下のとおりとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(5)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
(6)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

## なまこ漁業許可の履行状況について

規則第 22 条の規定に基づき提出のあった「資源管理の状況等の報告（漁獲成績報告）」及び取締巡視において下表のとおり履行状況を確認した。

制限措置等の内容	履行状況（資源管理状況等の報告）																																																																								
1 制限措置 ①許可すべき漁業者の数 28 人	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可を受けた漁業者の数 28 人</li> </ul> <p>表 操業実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 11～R4. 10</th> <th>R4. 11～R5. 4 (中間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績あり</td> <td>13 人</td> <td>13 人</td> </tr> <tr> <td>実績なし※</td> <td>15 人</td> <td>15 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 主な理由：新型コロナウイルス感染症の影響による需要減及び他漁業の操業を優先したことによる操業の自粛と漁場の保護。</p>				R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4 (中間)	実績あり	13 人	13 人	実績なし※	15 人	15 人																																																													
	R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4 (中間)																																																																							
実績あり	13 人	13 人																																																																							
実績なし※	15 人	15 人																																																																							
②操業区域 第一種共同漁業権漁場区域 を除く茨城県海面	<ul style="list-style-type: none"> <li>他漁業との操業上の問題については、報告されていない。</li> </ul> <p>表 地先別延べ操業日数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 11～R4. 10</th> <th>R4. 11～R5. 4 (中間)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日立市地先</td> <td>21 日</td> <td>18 日</td> </tr> <tr> <td>ひたちなか市から東海村地先</td> <td>180 日</td> <td>191 日</td> </tr> <tr> <td>大洗町地先</td> <td>39 日</td> <td>27 日</td> </tr> <tr> <td>鹿嶋市地先</td> <td>211 日</td> <td>212 日</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>451 日</td> <td>448 日</td> </tr> </tbody> </table>				R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4 (中間)	日立市地先	21 日	18 日	ひたちなか市から東海村地先	180 日	191 日	大洗町地先	39 日	27 日	鹿嶋市地先	211 日	212 日	合計	451 日	448 日																																																				
	R3. 11～R4. 10	R4. 11～R5. 4 (中間)																																																																							
日立市地先	21 日	18 日																																																																							
ひたちなか市から東海村地先	180 日	191 日																																																																							
大洗町地先	39 日	27 日																																																																							
鹿嶋市地先	211 日	212 日																																																																							
合計	451 日	448 日																																																																							
③操業時期 1月 1 日から 12 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>操業盛期（操業日の約 8 割）は 12 月から翌 4 月である。</li> <li>操業日 1 日当たりの平均的な漁獲量は 45～50kg。</li> </ul> <p>表 月別水揚げ状況</p> <p>&lt;R3～4 漁期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3. 12</th> <th>R4. 1</th> <th>R4. 2</th> <th>R4. 3</th> <th>R4. 4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ操業日数(日)</td> <td>35</td> <td>95</td> <td>89</td> <td>104</td> <td>72</td> <td>395</td> </tr> <tr> <td>漁獲量(kg)</td> <td>1, 410</td> <td>4, 131</td> <td>3, 663</td> <td>5, 237</td> <td>3, 125</td> <td>17, 566</td> </tr> <tr> <td>水揚金額(千円)</td> <td>1, 711</td> <td>4, 669</td> <td>3, 880</td> <td>5, 606</td> <td>3, 236</td> <td>19, 101</td> </tr> <tr> <td>平均単価(円/kg)</td> <td>1, 218</td> <td>1, 155</td> <td>1, 109</td> <td>1, 172</td> <td>1, 095</td> <td>1, 150</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;R4～5 漁期&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4. 12</th> <th>R5. 1</th> <th>R5. 2</th> <th>R5. 3</th> <th>R5. 4</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>延べ操業日数(日)</td> <td>26</td> <td>127</td> <td>123</td> <td>100</td> <td>72</td> <td>448</td> </tr> <tr> <td>漁獲量(kg)</td> <td>1, 205</td> <td>5, 463</td> <td>6, 468</td> <td>5, 044</td> <td>3, 775</td> <td>21, 955</td> </tr> <tr> <td>水揚金額(千円)</td> <td>1, 072</td> <td>6, 151</td> <td>7, 857</td> <td>5, 440</td> <td>3, 842</td> <td>24, 363</td> </tr> <tr> <td>平均単価(円/kg)</td> <td>1, 124</td> <td>1, 270</td> <td>1, 244</td> <td>1, 189</td> <td>1, 075</td> <td>1, 180</td> </tr> </tbody> </table>				R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	R4. 4	計	延べ操業日数(日)	35	95	89	104	72	395	漁獲量(kg)	1, 410	4, 131	3, 663	5, 237	3, 125	17, 566	水揚金額(千円)	1, 711	4, 669	3, 880	5, 606	3, 236	19, 101	平均単価(円/kg)	1, 218	1, 155	1, 109	1, 172	1, 095	1, 150		R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	計	延べ操業日数(日)	26	127	123	100	72	448	漁獲量(kg)	1, 205	5, 463	6, 468	5, 044	3, 775	21, 955	水揚金額(千円)	1, 072	6, 151	7, 857	5, 440	3, 842	24, 363	平均単価(円/kg)	1, 124	1, 270	1, 244	1, 189	1, 075	1, 180
	R3. 12	R4. 1	R4. 2	R4. 3	R4. 4	計																																																																			
延べ操業日数(日)	35	95	89	104	72	395																																																																			
漁獲量(kg)	1, 410	4, 131	3, 663	5, 237	3, 125	17, 566																																																																			
水揚金額(千円)	1, 711	4, 669	3, 880	5, 606	3, 236	19, 101																																																																			
平均単価(円/kg)	1, 218	1, 155	1, 109	1, 172	1, 095	1, 150																																																																			
	R4. 12	R5. 1	R5. 2	R5. 3	R5. 4	計																																																																			
延べ操業日数(日)	26	127	123	100	72	448																																																																			
漁獲量(kg)	1, 205	5, 463	6, 468	5, 044	3, 775	21, 955																																																																			
水揚金額(千円)	1, 072	6, 151	7, 857	5, 440	3, 842	24, 363																																																																			
平均単価(円/kg)	1, 124	1, 270	1, 244	1, 189	1, 075	1, 180																																																																			

制限措置等の内容	履行状況（資源管理状況等の報告）
2 許可の条件 ①操業時間は、日の出から日没までとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年11月～令和5年4月までの操業開始時間は最も早い時刻で6:00（5月前半）、操業終了時間は最も遅い時刻で18:20（4月後半）であった。</li> <li>いずれも日の出から日没までの間に操業されていることを確認。</li> </ul>
②操業を行うときの標旗の掲揚の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。</li> <li>R4.8.25付けで許可等に関する取扱方針を改正し、標旗の色を赤から黄へ変更し、さらに船体表示を新たな条件として加えたことで、操業中の船舶がより明確に識別できるようになった。</li> </ul>
③採捕は、許可者を受けた本人に限る	<ul style="list-style-type: none"> <li>県漁業取締による定期的な巡視により、履行を確認。</li> </ul>

# 資料No. 1 — 4

## なまこ漁業の許可に関する取扱方針

### (趣旨)

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）  
第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

### (漁業の定義)

第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする（組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く）。

### (許可についての適格性)

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

### (制限措置)

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

### (許可の基準)

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

- 第8 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第16条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第9 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。  
また、操業を行うときに使用する漁船の船体両側面の見やすい場所に、許可番号を表示しなければならない。
- (3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。

(資源管理の状況等の報告)

第10 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

第11 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類
- (3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し  
(但し、県内登録漁船の場合は省略可)、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は傭船契約書の写し。

- (4)茨城県内の漁業協同組合員にあっては、漁業協同組合長の副申書
- (5)(4)以外の者にあっては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。
- (6)共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

付則

1 この方針は、令和3年9月8日から施行する。

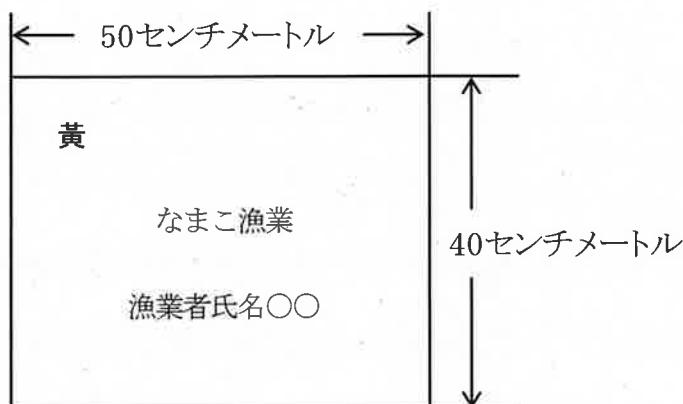
付則

この方針は、令和4年2月24日から施行する。

付則

この方針は、令和4年8月25日から施行する。

別記様式



船体表示



各文字及び数字の大きさは8センチメートル以上、太さは2センチメートル以上とする。

# 資料No.2－1

## あわび漁業等の特別採捕許可について

令和5年7月21日  
茨城県農林水産部漁政課

### 1 経緯

あわび漁業等の特別採捕許可については、漁業従事者の新規加入促進による漁場管理体制の強化と素潜りで操業困難な未利用漁場の利用促進を進めるため、平成15年以降「操業期間延長（10月）」、平成17年以降「潜水器使用」の特別採捕許可を順次発給し、試験操業を実施してきた。

このうち「潜水器使用」については、試験操業の実績を踏まえ、平成29年漁期以降は、特別採捕許可ではなく、あわび、うに、かき、なまこを対象とし、操業期間を9月30日までとする潜水器漁業の許可発給している。

### 2 今年度の漁模様及び要望の状況

今年は、6月後半から海象が安定し、現時点では順調な操業が出来ているものの、近年は梅雨明け後でも天候が不安定であったり大型台風の発生により遠方からのうねりが入ったりと、操業期間である6月から9月の4ヵ月間で十分な操業日数を確保できていない年が多い。また、今夏から開始の予定とされているALPS処理水の放出による影響で、単価が安定して推移するか不透明な状況である。

これらの理由から、組合員が十分な水揚金額を上げられるよう、今年度においても県内7漁協から10月31日までの操業期間の1ヵ月延長を希望する要望書の提出があった。

### 3 今年度の取り扱い（案）

水産試験場によると、途中、東日本大震災のための種苗放流の減による資源減少があったが、あわびの資源水準は「中位」、動向は「横ばい」であることから、操業期間延長による特別採捕許可（潜水器使用を含む）を発給することとした。

なお、これまで各漁協は漁獲量・操業時間・殻長の制限・種苗放流等の資源管理に取り組んできているが、今年も同様の取り組みを維持することを条件とする。

#### 【要望書提出のあった漁協】

平潟、大津、川尻、久慈町（会瀬支所・河原子出張所含む）、久慈浜丸小、磯崎、那珂湊

表1 あわび漁獲量・種苗放流数の推移（平成15年～令和4年）

年＼項目	漁獲量(トン)						種苗放流数 (千個)
	6月	7月	8月	9月	10月	合計	
H15	3.98	2.02	5.44	6.70	0.27	18.41	235
H16	7.10	7.78	3.91	2.31	1.39	22.49	226
H17	6.26	3.75	5.26	3.60	2.36	21.22	233
H18	5.23	4.84	3.66	1.81	1.33	16.87	436
H19	10.12	5.93	10.01	0.31	3.59	30.42	243
H20	6.14	6.90	3.49	4.16	4.38	25.06	294
H21	4.00	7.01	2.35	2.15	5.75	21.25	285
H22	10.57	6.17	5.27	1.63	0.88	24.52	272
H23	4.29	3.98	3.31	2.49	5.83	19.90	0
H24	1.62	5.39	3.95	1.33	0.98	13.26	0
H25	4.71	3.42	2.67	1.28	1.37	13.45	95
H26	3.36	3.09	2.68	1.16	1.30	11.59	100
H27	2.13	0.89	0.68	0.65	1.39	5.75	300
H28	1.02	0.72	0.24	0.81	0.67	3.46	300
H29	2.96	2.89	1.83	0.98	1.30	9.98	309
H30	2.90	3.27	1.78	1.09	1.59	10.63	270
R1	3.92	3.55	5.05	3.85	0.98	17.36	274
R2	2.18	2.98	5.25	1.11	3.31	14.83	249
R3	3.92	4.28	3.44	1.42	1.68	14.74	237
R4	5.79	3.50	4.48	0.62	2.69	17.07	238

表2 令和4年 あわび地区別月別漁獲量

単位:kg

地区/月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
平潟	14	15	13	0	0	42
大津	160	0	189	129	0	478
川尻	658	614	1,225	285	444	3,226
会瀬	52	105	299	12	189	657
河原子	0	204	188	0	210	601
久慈町	425	357	574	0	376	1,732
久慈浜丸小	542	592	789	0	469	2,392
磯崎	927	299	349	191	422	2,188
那珂湊	1,975	997	515	0	581	4,069
大洗町	1,035	313	339	0	0	1,687
合計	5,787	3,495	4,480	617	2,691	17,070

表3 令和4年 あわび等採捕実績

	漁獲量(kg)	漁獲金額(千円)	単価(円/kg)
6~10月…A	17,070	179,464	10,513
6~9月	14,379	125,848	8,752
特採期間(10月)…B	2,691	53,616	19,923
特採期間中の占める割合…B/A%	15.8%	29.9%	

## 資料No.2－2

### 令和5年度あわび漁業等の特別採捕許可の取扱(案)

#### 1 許可の方針

あわび漁業の操業期間延長について、資源への影響、漁場利用・漁業調整上の問題や漁業経営への寄与等を調査するため、特別採捕許可を行う。

#### 2 許可の対象者

あわび漁業等を内容とする第1種共同漁業権を有する漁業協同組合

#### 3 許可期間 令和5年10月1日から同年10月31日まで

#### 4 操業期間 許可期間と同じ

#### 5 漁獲対象 あわび、うに、いわがき、なまこ

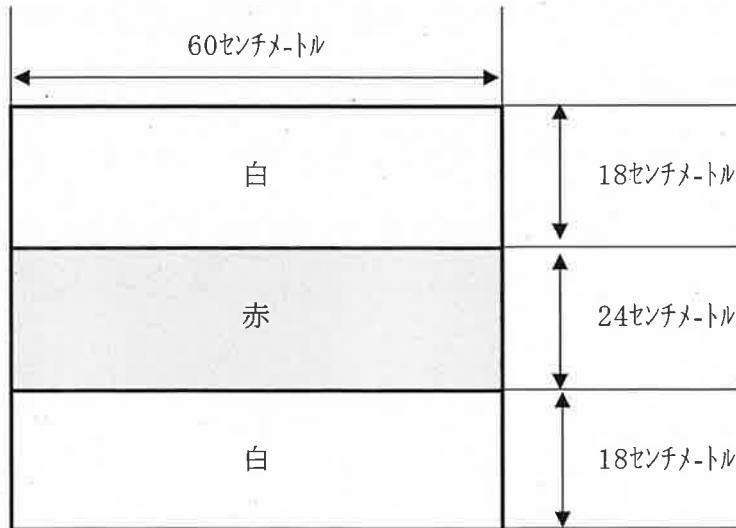
#### 6 操業区域

あわび漁業等を対象として申請者が免許を受けている第1種共同漁業権漁場区域、及びあわび漁業の許可を受けている操業区域。なお、共有漁業権漁場の場合は関係する漁業協同組合の同意があること。

#### 7 許可に際しての制限又は条件

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (3) 試験操業終了後1ヵ月以内に別に定める様式により、試験操業漁獲成績報告書を知事に提出しなければならない。

別記様式



# 令和5年度あわび等試験操業漁獲成績報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和5年 月 日

組合名

下記のとおり試験操業を行ったので、報告します。

記

月 日	従事者 (人数)	あわび		うに		(その他 ※)		備 考 (潜水器の有無等)
		漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	
合 計								

注：日別操業実績表を添付すること

※ いわがき又はなまこを漁獲した場合は魚種ごとに漁獲量・金額を記載すること。

## 日別操業実績表

令和5年 月 日

組合名

従事者氏名	あわび		うに		(その他 ※)		備 考 (潜水器の有無等)
	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	漁獲量 (kg)	漁獲金額 (円)	
合 計							

注：この表は操業日ごとに作成すること。

※ いわがき又はなまこを漁獲した場合は魚種ごとに漁獲量・金額を記載すること。



## 資料No.2—3

令和5年6月30日

茨城県農林水産部漁政課長 殿

平潟漁業協同組合  
代表理事組合長 阿久津 楽作

### あわび漁業等の操業期間の延長について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当組合におけるあわび漁業等については、種苗放流の実施や磯清掃などあわび資源の適切な管理に努めながら、操業して参りました。

近年のあわび漁業は、夏季の海象条件が不安定で計画通りの操業が難しいことや、魚価低迷の際には操業を見送る場合もあり、調整規則に定められた操業期間である6月から9月の4カ月間では十分な水揚額を確保するのが難しい状況にあります。そのため、県の特別採捕許可を受け操業期間を10月まで延長し日数の確保を行ってきたところです。

今年の操業日数は、6月の解禁以降、現在のところ順調に進んでいますが、近年巨大化する台風の影響などにより漁期後半の操業日数が確保できるのか懸念があります。また、市況につきましては、今夏、ALPS処理水放出による影響で、単価が安定して推移するか不透明でありますことから、所属組合員が十分な水揚金額を上げられるよう、操業期間を1カ月延長し、10月まで操業できる特別採捕許可の発給をご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、要望に当たりましては、種苗放流数の増加や、産卵母貝の保護など、地先資源の持続的利用のため適切な管理に努めて参りますので、本要望について特段のご配慮を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。



## あわびの生態と資源について

- 和名：エゾアワビ (*Haliotis discus hannah* Ino, 1952)
- 分布：本県では、北方系のエゾアワビが分布し、大洗町以北の浅海岩礁域に生息する（沿岸域：水深3～10m）。
- 漁業：本県においては、素潜り（共同漁業権）、潜水器漁業（知事許可漁業）、あわび漁業（知事許可漁業）で漁獲。
- 栽培漁業対象種であり、県栽培漁業センターで育てた稚貝を放流し（種苗放流）、放流後3～4年で11cm以上の漁獲サイズとなる。
- 漁獲量：H23年までは、年間10～30トンで。東日本大震災の影響による種苗放流の減少を受け、漁獲量が一時低下した（H28：3.5トン）が、種苗放流再開に伴いH29年からは漁獲量が回復（R3：14.7トン）。
- 加入量：放流種苗由来のアワビは漁獲物の約半分を占め、漁獲加入に大きな影響を与えている。種苗の放流数は例年約30万個であったが、震災の影響によりH23、24年は0、H25、26年は10万個となった。H27年以降は約30万個放流が再開されている。
- 水準と動向：水産試験場の資料によると資源水準は近年の漁獲量から「中位」（図1）、動向は直近5ヶ年の漁獲量から計算したCPUE（kg/日・人）の傾向から「横ばい」（図2）と判断される。



写真 エゾアワビ

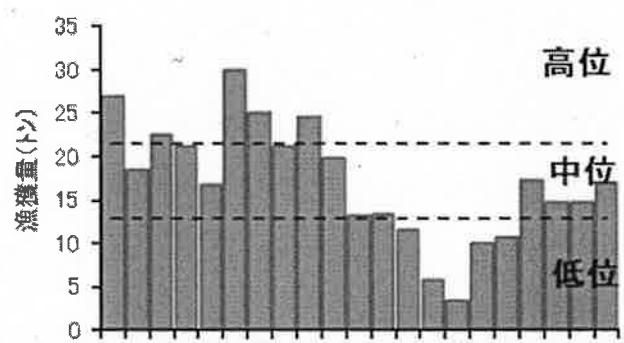


図1 本県におけるアワビ漁獲量の推移

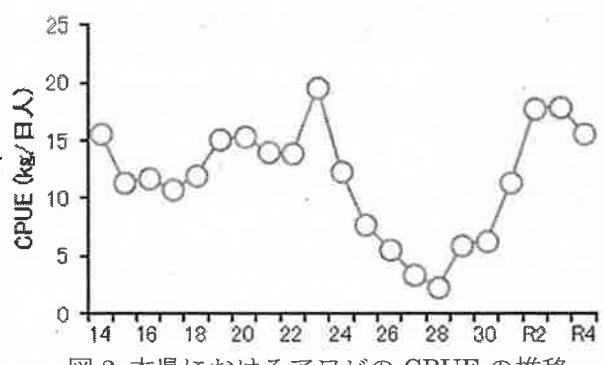


図2 本県におけるアワビのCPUEの推移

水準	動向
○	➡

表 本県におけるアワビ資源水準と動向

茨城県水産試験場資料より

## 茨城県資源管理方針の変更について（事前協議）

令和5年7月21日

茨城県農林水産部水産振興課

## 1. 漁業法改正に伴う新たな資源管理制度と茨城県資源管理方針について

- 我が国の資源管理は、従来、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下、TAC法という。）」に基づく「TAC管理」と都道府県の定める「資源管理指針」及び漁業者の策定する「資源管理計画」を中心とした「自主的管理」により行われてきた。
- 令和2年12月の漁業法改正施行に伴い、旧TAC法は漁業法へ統合され、改正漁業法に基づく漁獲量の管理を基本とした新たな資源管理制度が創設された。
- 国は令和2年10月に資源管理の基本的な考え方や方向性を定めた「資源管理基本方針」を制定し、マイワシやクロマグロなど主要魚種について、順次、漁獲可能量（TAC）による資源管理（公的規制）の導入が進められているところ。
- 本県においても、国の中長期目標に則り、令和2年12月に「茨城県資源管理方針」を制定し、知事管理漁業に係る漁獲可能量の配分の考え方などを定めるとともに、漁獲可能量による管理へ移行した魚種については、個別の管理手法等を定めた。
- 現在では、まあじ、まいわし太平洋系群など計7種の特定水産資源（TAC）について具体的な資源管理方針を方針別紙に定めている。

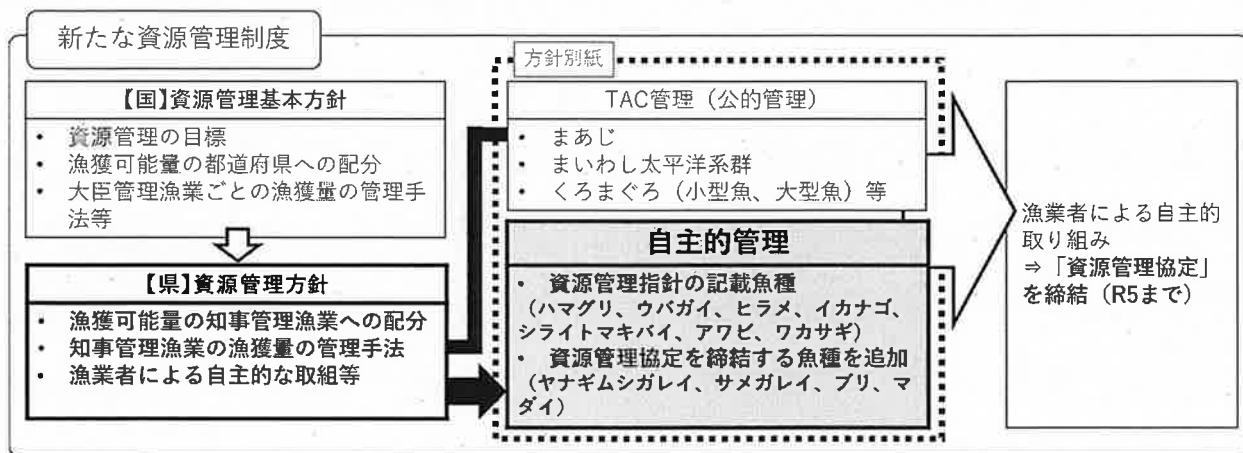


図 改正漁業法における新たな資源管理制度の概要

## 2. 新制度への移行と「茨城県資源管理方針」の変更内容について

- 新制度では、対象魚種ごとに資源管理の目標や自主的な資源管理措置を定めた協定を漁業者間で締結し、県が認定する「資源管理協定」が導入され、国は従来の「資源管理方針（県）」及び「資源管理計画（漁業者）」については、令和5年度中に「資源管理方針（県）」及び「資源管理協定（漁業者）」による新制度へ移行するよう指導している。
- 現在、本県では、「茨城県資源管理指針」において計8種の管理指針が定められており、漁業者団体が定める「資源管理計画」は、計8計画が策定されている。
- 今回の「茨城県資源管理方針」の変更は、主に旧制度から新制度へ移行するに当たり必要な13魚種（茨城海区10魚種、霞ヶ浦北浦海区3魚種）について「茨城県資源管理方針」へ具体的な資源管理方針を変更追加するものである。

3. 「茨城県資源管理方針」の変更について

- ・ 資料 3-2、3-3 のとおり。

4. 今後のスケジュール（資料 3-4 参照）

- ・ 令和 5 年 7 月 14 日 第 519 回漁業調整委員会 事前協議
- ・ 同 年 8 月 8 日 第 520 回漁業調整委員会 諮問(答申)
- ・ 同年 8 月～ 農林水産大臣（水産庁）承認及び公表
- ・ 令和 6 年 3 月まで 「資源管理協定」の認定（茨城県知事）

## 参考 法令抜粋

### 漁業法

(都道府県資源管理方針)

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針（以下この章及び第百二十五条第一項第一号において「都道府県資源管理方針」という。）を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りでない。

2 都道府県資源管理方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 資源管理に関する基本的な事項

二 特定水産資源ごとの知事管理区分（都道府県知事が設定する管理区分をいう。以下この章において同じ。）

三 特定水産資源ごとの漁獲可能量（当該都道府県に配分される部分に限る。）の知事管理区分への配分の基準

四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

六 その他資源管理に関する重要な事項

3 前項第三号の配分の基準は、水域の特性、漁獲の実績その他の事項を勘案して定めるものとする。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

6 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7 農林水産大臣は、資源管理基本方針の変更により都道府県資源管理方針が資源管理基本方針に適合しなくなつたと認めるときは、当該都道府県資源管理方針を定めた都道府県知事に対し、当該都道府県資源管理方針を変更すべき旨を通知しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の規定により通知を受けたときは、都道府県資源管理方針を変更しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

（協定の締結）

第百二十四条 漁業者は、漁獲割当管理区分以外の管理区分（第七条第二項に規定する管理区分をいう。）における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関する協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の協定（以下この章において単に「協定」という。）においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 協定の対象となる水域並びに水産資源の種類及び漁業の種類

二 協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法

三 協定の有効期間

四 協定に違反した場合の措置

五 その他農林水産省令で定める事項

# 資料No.3-2

## 茨城県資源管理方針（下線：変更案）

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の海面は、沖合で親潮と黒潮が交錯し、これらの海流から派生する分枝が沿岸で混合する寒・暖流性の魚介類の好漁場であり、内水面でも国内第2位の面積を有する霞ヶ浦北浦などで、漁業が盛んであり、高い生産力と地域ごとの特性に応じた多種多様な漁業が営まれている。本県の沿岸地域では水産加工業も盛んに営まれており、水産業が中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に分配することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

#### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

#### 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、使用漁具の制限や休漁期間の設定など漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第6 その他資源管理に関する重要事項

##### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を

把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

- (2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
- (3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び茨城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第 7 茨城県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

## 第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

- 1 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 まあじ」から「別紙 1－7 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、それぞれ定めるものとする。
- 2 特定水産資源以外の水産資源の具体的な資源管理方針は、「別紙 2－1－1 ひらめ太平洋北部系群」から「別紙 2－2－3 てながえび霞ヶ浦北浦海区」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1) まあじ	(略)
(別紙1-2) まいわし太平洋系群	(略)
(別紙1-3) くろまぐろ（小型魚）	(略)
(別紙1-4) くろまぐろ（大型魚）	(略)
(別紙1-5) すけとうだら太平洋系群	(略)
(別紙1-6) するめいか	(略)
(別紙1-7) まさば及びごまさば太平洋系群	(略)

(別紙2-1-1)

第1 水産資源

ひらめ太平洋北部系群

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全長30センチメートル以下の再放流により小型魚保護に取り組んでいく。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※ひらめについては、30cm採捕禁止の委員会指示を記載

※ひらめ・あわびについては、種苗放流事業を記載

(別紙2-1-2)

第1 水産資源

やなぎむしがれい太平洋北部

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の目標を定めたもの  
資料3-3

(別紙2-1-3)

第1 水産資源

さめがれい太平洋北部

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

(別紙2-1-4)

第1 水産資源

ぶり

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

(別紙 2-1-5)

第1 水産資源

いかなご茨城県海域 (こうなご、めろうど)

第2 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

(別紙 2-1-6)

第1 水産資源

まだい茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

(別紙 2-1-7)

第1 水産資源

しらいとまきばい茨城県海域 (べー貝、つぶ貝)

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の動向を令和 10 年までに増加とする  
ことを目指す。なお、資源評価における評価指標等が更新された場合には、その結  
果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

殻長 7 センチメートル以下の再放流により小型貝保護に取り組んでいく (旧茨城  
県シライトマキバイ資源回復計画)。また、茨城県海面漁業調整規則を遵守すると  
ともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進  
し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該  
協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に  
基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※しらいとまきばいについては、旧  
資源回復計画の7cm 保護を記載

(別紙 2-1-8)

第1 水産資源

鹿島灘はまぐり茨城県海域 (標準和名 : ちょうせんはまぐり)

※県の資源管理の  
目標を定めたもの  
資料3-3

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、資  
源評価における評価指標等が更新された場合には、その結果を用いて本方向性を見  
直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による  
法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当  
該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組  
内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資  
源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙2-1-9)

第1 水産資源

うばがい茨城県海域 (ほっきがい)

第2 資源管理の方向性

当面の間、資源の回復に努め、県の資源評価において、資源動向に変化がみられた場合には、その結果を用いて本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

※県の資源管理の

目標を定めたもの

資料3-3

(別紙2-1-10)

第1 水産資源

えぞあわび茨城県海域

第2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される中位以上の資源水準を維持する。なお、この資源管理の方向性は、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められるまでの間に用いることとする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

茨城県海面漁業調整規則を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、種苗放流を実施するとともに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし

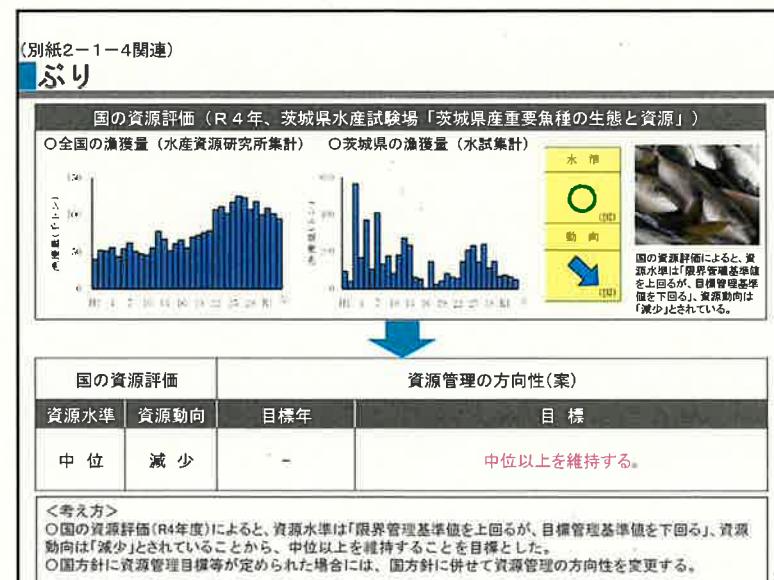
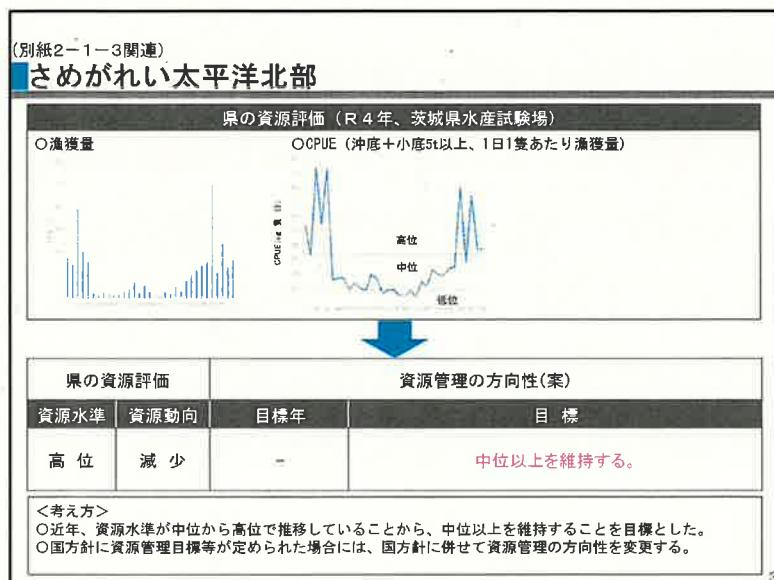
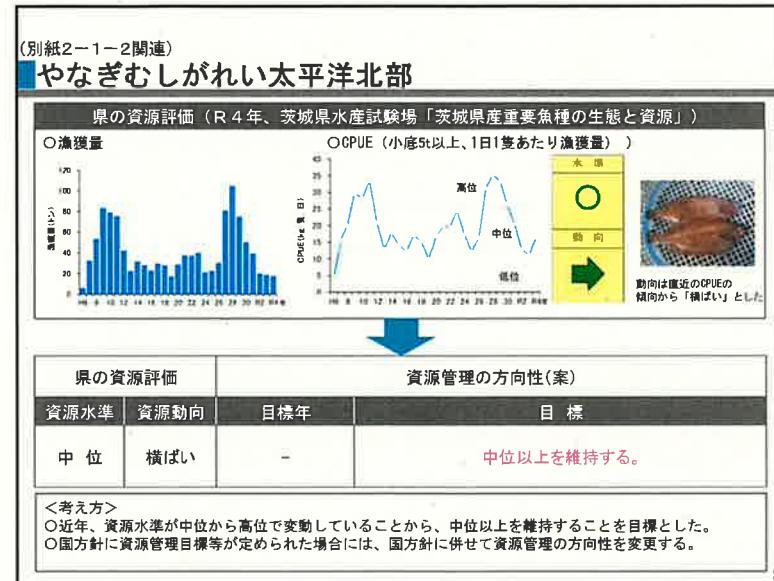
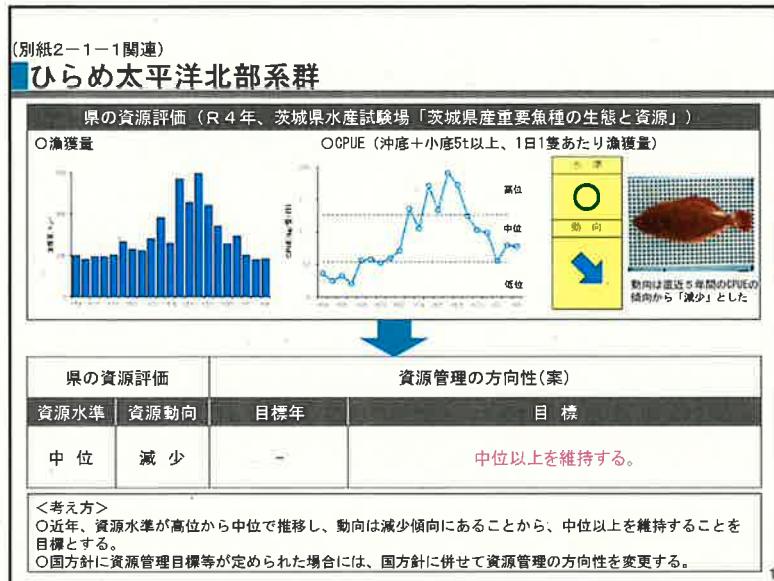
※県の資源管理の

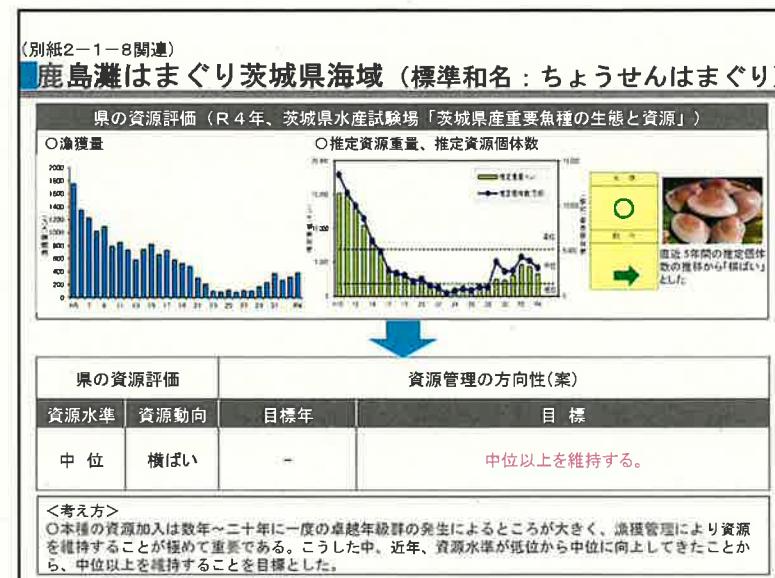
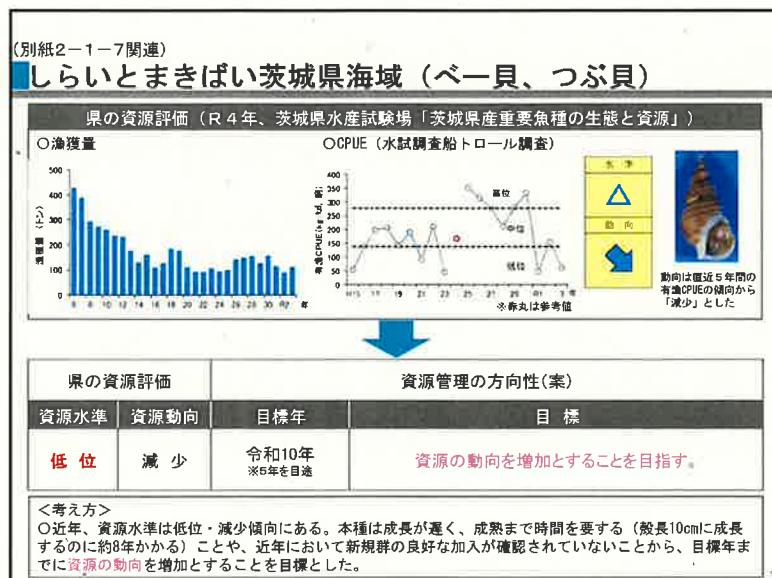
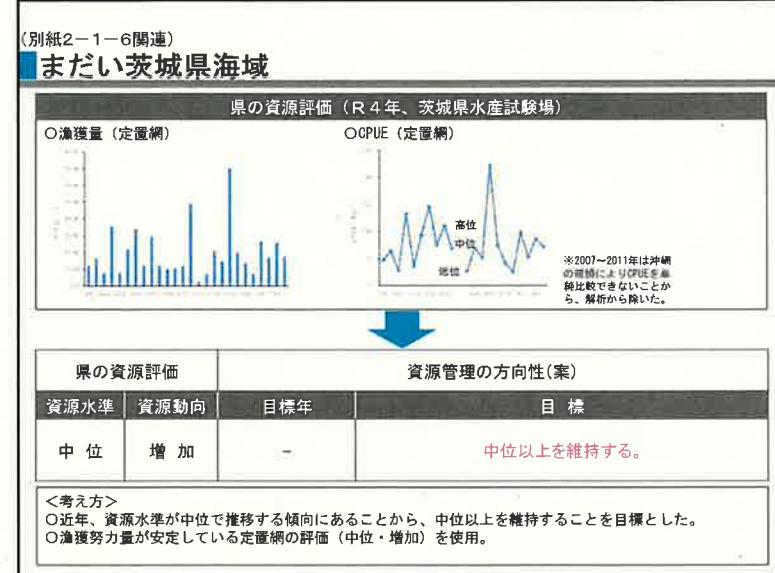
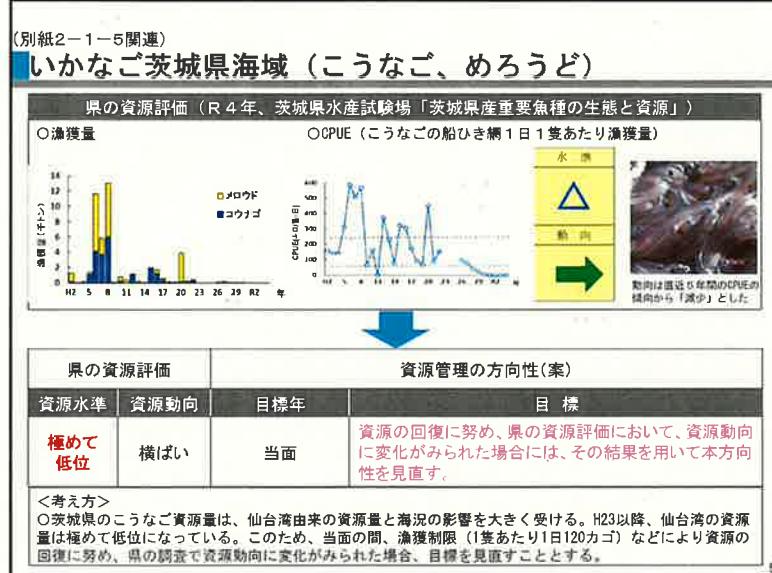
目標を定めたもの

資料3-3

※ひらめ・あわびについては、  
種苗放流事業を記載

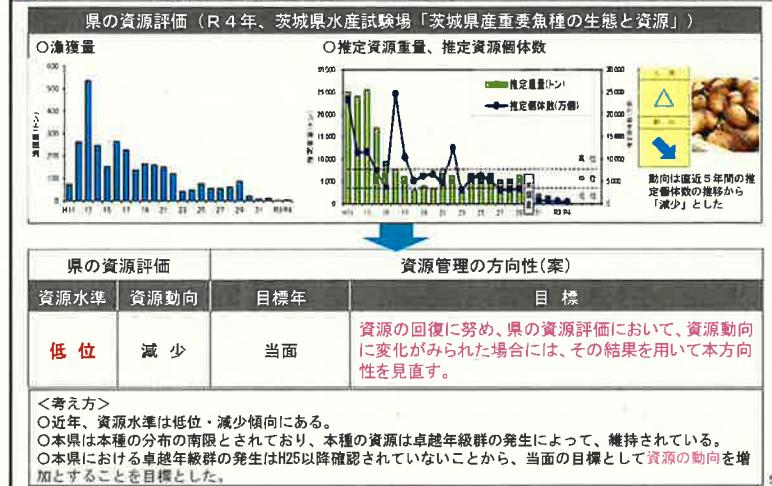
(別紙2-2-1)わかさぎ霞ヶ浦北浦海区	(略)
(別紙2-2-2)しらうお霞ヶ浦北浦海区	(略)
(別紙2-2-3)てながえび霞ヶ浦北浦海区	(略)





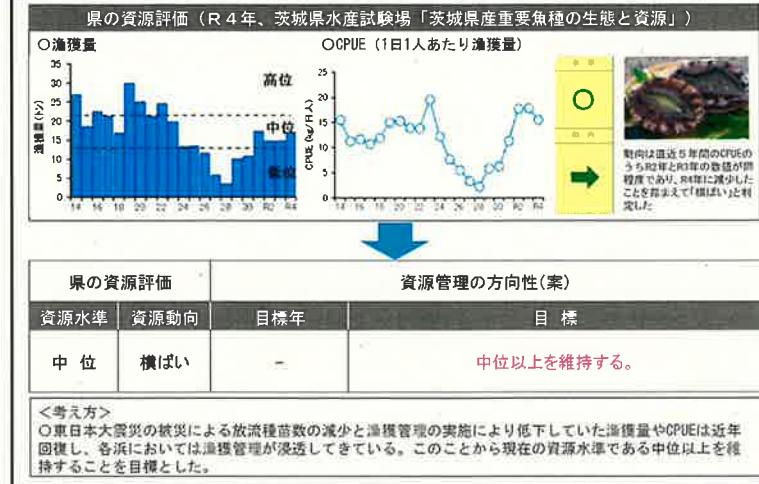
(別紙2-1-9関連)

## うばがい茨城県海域 (ほっきがい)

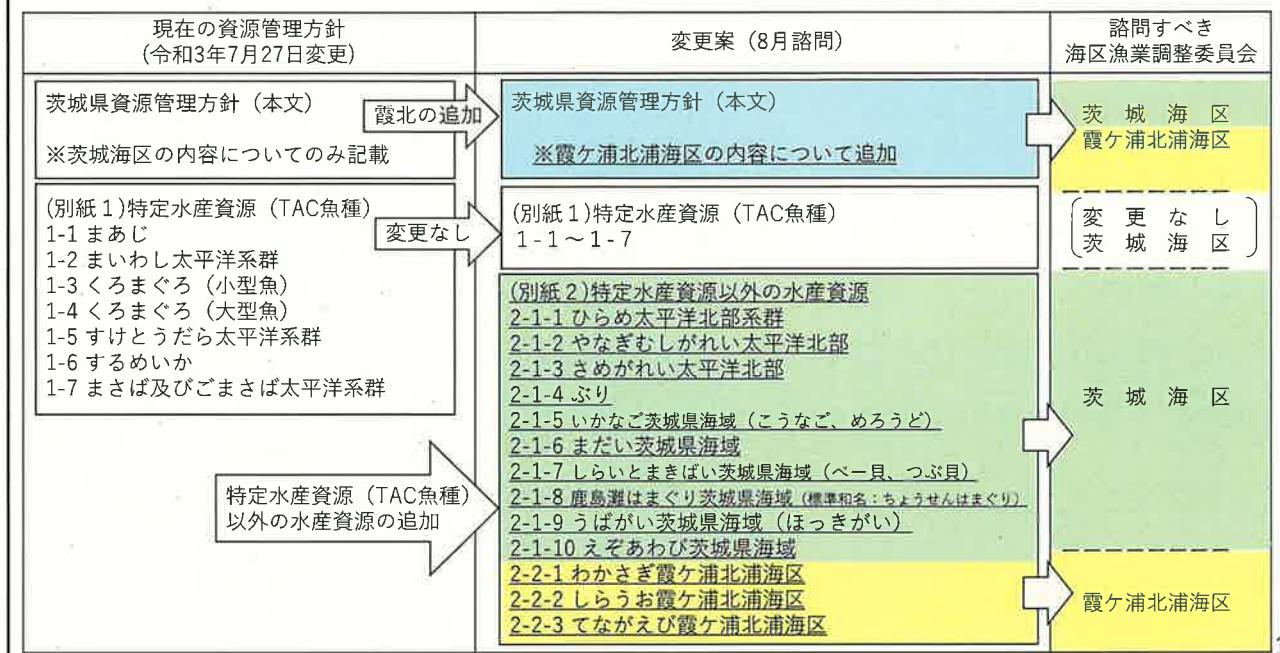


(別紙2-1-10関連)

## えぞあわび茨城県海域



## 茨城県資源管理方針の変更に係る海区漁業調整委員会への諮問の概念図



## 茨城県資源管理方針の変更に係るスケジュール

月	茨城海区	霞ヶ浦北浦海区
7月	21日 第518回 茨城海区 漁業調整委員会 事前協議	14日 第554回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 事前協議
	8日 第519回 茨城海区 漁業調整委員会 諮問（答申）	8日 第555回 霞ヶ浦北浦海区 漁業調整委員会 諮問（答申）
8月		
	中旬 農林水産大臣（水産庁）への変更承認申請	
	下旬 同 変更承認及び公表	
～3月	各種「資源管理協定」の策定、認可申請（漁業者）	

# 資料 No. 4

## 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会中央要望提案について

令和5年7月21日（金）  
茨城海区漁業調整委員会事務局

### 1 全国海区漁業調整委員会連合会の概要

全国海区漁業調整委員会連合会（以下「全漁調連」という）は、昭和40年に発足し、全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成され、漁業法の目的である「水産資源の持続的な利用」及び「水面の総合的な利用」を図り、水産業の再生・発展の一翼を担うため組織されている任意団体。

全漁調連は、東日本、日本海、西日本、九州の4ブロックに分かれ、本県は東日本ブロックに所属。ブロック会議では各ブロックの特性を踏まえて、次年度の中央要望事項等を審議（その後、4ブロックの意見を調整し、要望活動を実施）。

今年度は東京都で開催（構成道都県で持ち回り）。

#### [ブロック構成]

東日本=12道府県（北海道、青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重）

日本海=12府県（青森、秋田、山形、新潟、富山、石川、福井、京都、兵庫、鳥取、島根、山口）

西日本=11県（滋賀、大阪、和歌山、兵庫、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛）

九州=8県（福岡、大分、佐賀、熊本、宮崎、長崎、鹿児島、沖縄）

### 2 中央要望提案の流れ

#### (1) ブロック会議(各ブロックごとに開催) (秋期)

- ・海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討
- ・海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築(要望活動結果報告、次年度に向けた要望事項)

#### (2) 会長・副会長会議、理事会（隨時）

- ・各ブロック会議で決議された要望内容の取扱い等について協議・意見交換
- ・総会に提出する協議事項、事業計画書案、総会の運営等について協議

#### (3) 通常総会（翌年5月）

- ・事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択

#### (4) 漁業調整活動対策等(中央要望活動) (例年7月)

- ・各海区より提案があった事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国会議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望

### 3 要望項目

#### I 海区漁業調整委員会制度について

- 1 海区漁業調整委員会制度の堅持
- 2 海区漁業調整委員会の財政基盤の確保
- 3 新たな漁業関係法令の改正について
- 4 海区漁業調整委員の資質向上について【新規】

#### II 沿岸漁場の秩序維持について

- 1 違法操業の取締強化等
- 2 「密漁もの」の流通防止

#### III 太平洋クロマグロの資源管理について

- 1 クロマグロ資源の適正利用
- 2 定置網等における管理手法の確立および支援措置
- 3 遊漁者等の操業自粛措置

#### IV 沿岸資源の適正な利用について

- 1 沿岸漁業と沖合漁業の調整
- 2 マサバ太平洋系群の適正利用
- 3 カツオ資源の適正利用
- 4 公海におけるサンマ、マサバ等の水産資源の適正利用
- 5 沖合漁業の操業秩序の確立

#### V 漁業法改正後の制度運用について

- 1 改正漁業法施行後の事務の円滑化について
- 2 新制度の円滑な運用について
- 3 新たな資源管理措置等について

#### VI 外国漁船問題等について

- 1 排他的経済水域の境界の画定
- 2 漁業協定等の見直し・暫定水域等の操業秩序確立と資源管理
- 3 外国漁船の取締強化と漁業者の安全の確保
- 4 被害の救済

#### VII 海洋性レジャーとの調整等について

- 1 遊漁と漁業の調整
- 2 プレジャーボート等の運航に係る安全性の確保と漁業被害の防止
- 3 ミニボートによる危険行為の防止

# 資料No.5

## 令和5年度通常総会（第59回）議案

令和5年5月26日（金）

東京都 アジュール竹芝

全国海区漁業調整委員会連合会

# 令和5年度通常総会次第

1 開 会

2 会 長 挨 捶

3 来 賓 祝 辞

4 議 長 選 出

5 議 事

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案の承認について

第3号議案 協議事項（中央要望活動）

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

第4号議案 次期総会の開催地について

6 表 彰

7 報 告

会長、副会長及び役員の交代について

8 閉 会

# I 令和5年度事業計画書（案）

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始された。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところである。

全国40都道府県の72海区漁業調整委員会で構成される本連合会は、漁業法第一条に掲げる「水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的利用を図り、もって漁業生産力を発展させること」を目的として、水産業の発展に寄与するため令和5年度に次の事業を実施するものとする。

## 1 総会の開催（令和5年5月26日：東京都港区）

通常総会を開催し、令和5年度事業計画等を決定するとともに、関係省庁等への要望事項を採択する。

### (1) 通常総会

第1号議案 令和4年度事業報告書、収支決算書及び剰余金処分案の承認について

第2号議案 令和5年度事業計画書案及び収支予算書案について

第3号議案 協議事項（令和5年度全漁調連要望書（案）について）

第4号議案 次期総会の開催地について

その他

### (2) 表彰

① 委員表彰

② 事務局職員ほう賞

## 2 理事会（役員会）の開催（令和5年5月26日、6月、令和6年3月）

当連合会の運営及び漁業調整問題、各ブロック会議における各種決議事項等について、審議、検討を行うとともに、総会決議に基づく要望事項について関係省庁等と協議又は要望を行う。

また、総会に付議する事項について審議、決定する。

## 3 ブロック会議（令和5年10～11月）

海区漁業調整委員会が直面する諸問題について、その対応策を協議、検討する。

また海区間の意見・情報交換を通じて、各ブロック内で抱える問題点等について、共通認識を形成し、海区間の連携体制を構築する。

### 令和5年度ブロック会議の開催予定

東日本ブロック … 静岡

日本海ブロック … 山口

西日本ブロック … 広島  
九州ブロック … 佐賀

4 事務局職員研修会（令和5年10月 鹿児島）

海区漁業調整委員会事務局職員の資質向上に資するため、漁業をとりまく諸情勢や漁業調整問題等に関する研修会を開催する。

※ 水産庁が主催する「都道府県漁業調整担当者会議」と併催

5 事務局長会議（令和5年6月 北海道）

海区漁業調整委員会並びに全国海区漁業調整委員会連合会等の運営の円滑化を図るため、実務等諸問題について協議、検討する。

6 漁業調整活動対策等

各海区より提案があった下記の事項について、関係省庁（農林水産省・水産庁、外務省、国土交通省海事局、海上保安庁）及び関係国會議員（衆議院・参議院農林水産委員会委員長）へ要望し、漁業調整を取り巻く諸問題の改善を図る。

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

また、漁業系統団体等から構成される「全国漁場環境保全対策協議会」の会員として、漁場環境保全のための活動に努める。

その他、当連合会の事業を効果的かつ円滑に推進するため、関係省庁・関係機関等との協議、調整を行う。

7 会報等の発行

各海区における実務等の参考とするため、下記の冊子等を発行する。

- (1) 「会報」を年1回以上発行し、会員への情報提供を行う。
- (2) 「海区漁業調整委員会指示集（令和4年度版）」を発行し、会員の実務の参考に資する。
- (3) 海区漁業調整委員会の組織現況の把握、会員間連絡等に供するため、「海区漁業調整委員会委員・事務局職員名簿」を発行する。
- (4) その他、必要に応じて漁業調整委員会事務局に関する資料を編纂、発行し、会員の実務の参考に資する。

## 第 3 号 議 案

協議事項（中央要望活動）

令和 5 年度 全国海区漁業調整委員会連合会要望書

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## 令和5年度 全漁調連要望書(案)

令和2年12月1日、70年ぶりに改正された漁業法が施行され、水産資源の保存及び管理のための措置をはじめとした新たな制度が開始されました。改正後2年が経過した現在は、漁業許可、海面利用制度の改正・見直しの影響が発現しているところであり、また、新たな資源管理に対する様々な検討が進められているところです。

このような状況下で、これまで漁業調整上重要な役割を果たしてきた海区漁業調整委員会は、資源管理や水域の有効活用を図っていくうえで、その役割はさらに重要性を増すものと期待されております。

我が国の漁業を取り巻く環境は、依然として、資源の減少や魚価の低迷、多発する外国漁船の違法操業による資源の収奪、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

法改正後には、新たな資源管理の推進を目指したTAC候補魚種の検討が始まりましたが、資源評価精度の向上、漁業者や関係団体との対話、資源管理手法の検討等、未だ解決されない課題が残っている上、現行TAC魚種についても資源の変動に対する柔軟な対応やIQ制度の運用にかかる課題が浮き彫りとなっており、今後も、国全体で効果的な資源管理手法を検討・検証していくことが必要な状況にあります。

また、新型コロナ感染症が日常生活に浸透し、我々の生活のあり方も大きく変化しております。かつてないほど多くの人々が、遊漁だけにとどまらない海洋レジャーを楽しむようになり、遊漁者、プレジャーボート利用者等との海面利用者の調整、管理のあり方を今まで以上に検討していかなくてはなりません。

国際情勢もこの数年で大きく変わり、周辺国との漁業調整、尖閣諸島や竹島など我が国の領土をめぐる情勢が懸念される中で、国内漁業者の操業権益の維持・確保に万全を期していくことが重要な課題となっています。

さらに、東京電力第一原子力発電所の事故においては、事故発生から12年が経過し、様々な取組により水産物の需要は回復傾向にあるものの、令和5年1月の関係閣僚会議において、ALPS処理水の海洋放出について、具体的な放出時期として令和5年春から夏頃を見込むことが示され、新たな風評が生じることへの懸念や水産物の需要減少が危惧されております。

全国の海区漁業調整委員会を会員とする全国海区漁業調整委員会連合会は、令和5年5月26日の第59回通常総会により、漁業調整や資源管理を取り巻く問題を解決するため、全員一致で別紙のとおり要望することを決議いたしました。

つきましては、これら要望の実現について格段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

令和5年5月

全国海区漁業調整委員会連合会  
会長 今野 智光

## 新規要望項目

- ・漁業監督吏員の資質向上（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化（沿岸漁場の秩序維持について）
- ・沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について（太平洋クロマグロの資源管理について）
- ・AISを活用した事故防止・安全航行の指導（沿岸資源の適正な利用について）
- ・漁獲量を正確に把握する仕組みの整備（漁業法改正後の制度運用について）
- ・定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及（漁業法改正後の制度運用について）
- ・遊漁者に資源管理を行わせる体制整備（海洋性レジャーとの調整等について）
- ・ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化（海洋性レジャーとの調整等について）

## 全要望項目

- I 海区漁業調整委員会制度について
- II 沿岸漁場の秩序維持について
- III 太平洋クロマグロの資源管理について
- IV 沿岸資源の適正な利用について
- V 漁業法改正後の制度運用について
- VI 外国漁船問題等について
- VII 海洋性レジャーとの調整等について

## **新規要望項目**

### **II 沿岸漁場の秩序維持について**

#### **漁業監督吏員の資質向上**

漁業監督吏員の資質向上のための訓練・研修等を拡充すること。

#### **違法漁獲物の流通に対する監視体制の強化**

違法漁獲物の流通に対する監視体制を強化すること。

### **III 太平洋クロマグロの資源管理について**

#### **沿岸くろまぐろ漁業等のあり方について**

広域漁業調整委員会の承認制による沿岸くろまぐろ漁業について、承認制に係る事務取扱要領で認める都道府県や広域漁業調整委員会を跨ぐ承継承認（廃止見合新規）のあり方や承認の条件、運用の仕方等について見直すこと。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、知事許可や海区漁業調整委員会指示に基づき操業するものを除き、現行の知事管理（属人管理）ではなく、大臣管理として国で管理すること。

### **IV 沿岸資源の適正な利用について**

#### **AISを活用した事故防止・安全航行の指導**

AIS利用の普及に努めるとともに、AISが設置されている船舶については、沿岸域で航行・操業する際はAISを作動させ、事故防止・安全航行に努めるように指導すること。

## V 漁業法改正後の制度運用について 漁獲量を正確に把握する仕組みの整備

TAC魚種が漁協共販などの既存の管理体制を通さない場合でも、漁獲→水揚→流通→消費の経路の監視により、正確な漁獲量を把握するための仕組みを整えること。

### 定置網漁業の特性に応じた資源管理型の新技術の開発・普及

定置網漁業の特性に応じた資源管理型の選択性の高い漁具や、混獲される稚仔魚や小型魚を極力削減する技術について、国を中心に開発するとともに、新技術開発後は、普及が促進されるよう、適切な支援策を設けること。

## VII 海洋性レジャーとの調整等について 遊漁者に資源管理を行わせる体制整備

漁業者に対する操業規制との公平性を担保する観点から遊漁者の組織化及び遊漁者に資源管理を行わせるための法制度や体制の整備を進めること。

### ミニボートの保険加入義務化とゴムボートの保険対象化

ミニボートの過失による漁業損失や遭難救助費用を補償するため、ミニボートの保険加入を義務付けること。また、日本漁船組合のプレジャーボート責任保険の保険対象外である船底がFRP成型されていないエンジン付きゴムボートも当該保険対象とするよう働きかけること。

## 千葉・茨城相互入会漁業について

令和5年7月21日  
茨城県農林水産部漁政課

令和6年2月末日に、千葉・茨城相互入会漁業に係る協定が有効期限を迎えるにあたり、5月22~26日に関係漁協から要望調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、7月7日に開催された千葉・茨城事務担当者会議において、両県の要望事項等について協議した。

## 1 千葉・茨城相互入会漁業の協定に係る協議

## (1) 現行の協定内容

別添資料No.6-2のとおり。

## (2) 要望事項及び協議結果

## ①中型まき網及び小型まき網漁業

要望者	内容	回答
茨城	現行どおり	特になし
千葉	現行どおり	特になし

## ②さよりひき網漁業

要望者	内容	回答
茨城	操業区域の拡大 (中小型まき網 操業ライン)	房総沖ではH23年以降さよりの漁場は形成されておらず他県船を受け入れる状況にないことや、千葉県沿岸漁業の主勢力である2そうまきとの競合により <u>拡大は困難</u> 。
	操業期間の延長 (5月まで)	千葉県海面では4月末から抱卵個体が確認されており、5月は産卵期保護のため <u>延長は困難</u> 。
千葉	現行どおり	特になし

## ③はえ縄漁業（5トン以上）

要望者	内容	回答
茨城	千葉県海面への 入漁制度化（※）	千葉県内関係漁協の了解が得られれば、現時点で千葉県船団との <u>操業実績がある漁船に限り</u> 、 <u>協定及び漁協間での申し合わせについて協議し</u> 、その内容について遵守することを条件に許可の発給を検討する。
千葉	現行どおり	特になし

※はさき漁協からの要望であり、協定内容等についても、はさき漁協と調整の上、千葉県と協議する。

#### ④その他

要望者	内容	回答
茨城	しらすひき網漁業の制度化	千葉県沿岸漁業の主勢力である2そうまき網漁業との調整により、 <u>制度化は困難。</u>
千葉	協定期間の延長 (3年→5年)	福島との入会漁業も3年の短縮許可としており、 <u>3年</u> のままとしたいが、 <u>持ち帰って検討する。</u>

### 2 その他

#### (1) 遊漁船によるひらめ活餌釣りについて

- ・本協定に係る協議とは切り離して、別途行政間での協議の場を設けることとする。

#### (2) 銚子沖風力発電について

- ・銚子市公表の計画では、洋上工事の開始時期は令和9年2月となっている。
- ・入域への支障など、操業に関する情報提供は千葉から茨城へ都度行う。

### 3 スケジュール

8月上旬 県内関係漁協との再調整

8月8日 海区漁業調整委員会 報告（入会漁業にかかる調整方針等）

10月中旬 千葉・茨城連合海区協議会（茨城海区漁業調整委員会小委員会）

10月 海区漁業調整委員会 諮問（有効期間短縮）

11月 海区漁業調整委員会 諮問（制限措置等）

12月 公示・免許申請受付開始（申請期間：1ヶ月以上）

2月 許可書交付

## 茨城・千葉連合海区協議会 合意内容(現協定内容)

(令和2年11月13日の連合海区協議会で合意)

有効期間:令和3年3月1日から令和6年2月末日まで

## 茨城県船 → 千葉県海面

	①中型まき網 小型まき網	②さよりひき網
入会枠	12か統	51か統
操業期間	周年	12／1～翌年4／30
操業区域	千葉県山武郡横芝光町栗山川漁港西防波堤突端から150度の線以北の千葉県海域	千葉県銚子市と旭市との境界磯見川河口中心点から180度の線(東経140度45.67分の経線)以東の千葉県海域

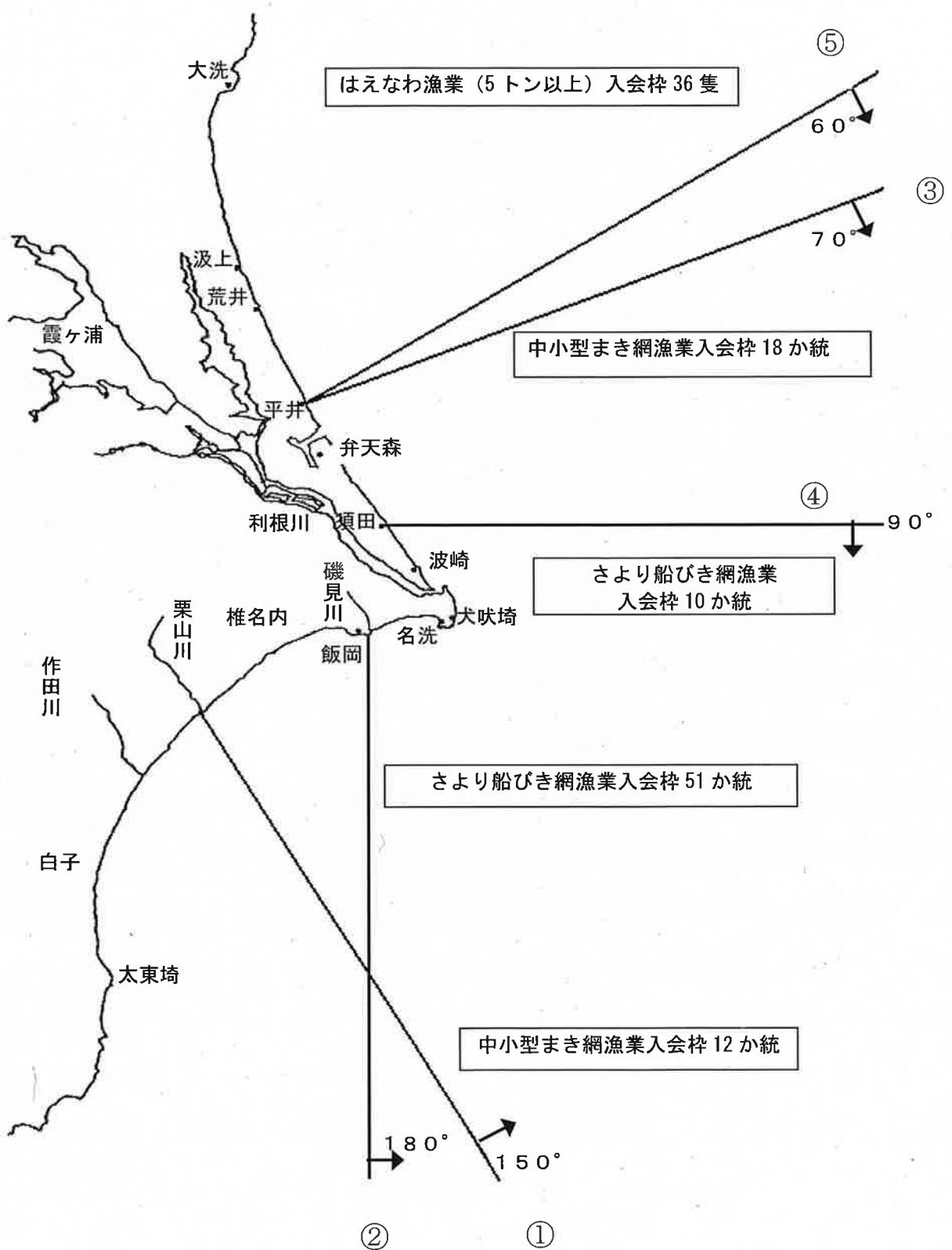
※方位については真方位

## 千葉県船 → 茨城県海面

	③中型まき網 小型まき網	④さよりひき網	⑤はえなわ (5トン以上船)
入会枠	18か統 (千葉県いすみ市以北の千葉県内に根拠地を有する漁船)	10か統	36隻
操業期間	周年	12／1～翌年4／30	周年
操業区域	茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒, 東経140度39分45.89秒)から70度の線以南の茨城県海域	茨城県神栖市須田旧海軍須田監視所跡地から90度の線(北緯35度50.19分の緯線)以南の茨城県海域	茨城県鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒, 東経140度39分45.89秒)から60度の線以南の茨城県海域

※方位については真方位

## 茨城・千葉入会漁業操業区域図



茨城・千葉相互入会許認可一覧表

令和5年7月現在 (単位:隻)  
※ ( )内は認可で外数

千葉県船 ⇒ 茨城県海面		茨城県船 ⇒ 千葉県海面	
漁協名	中小型 まき網	さより 船びき網	はえなわ 船びき網
	計	漁協名	計
銚子市	0(2)	1	24
海匝	10(6)	0	0
九十九里	4(2)	0	0
夷隅東部	0(2)	0	0
合計	14(12)	1	24
		39(12)	合計
		0	99
			99
			計

茨城・千葉入会操業の変遷

協定年月日	有効期間	千葉県船 ⇒ 茨城県海面	茨城県船 ⇒ 千葉県海面
S. 43.12.27 S. 45.2.末	中型・小型まき網漁業 (大原防波堤70度)	49ヶ統 弁天森45度 平井灯台45度	27隻 さより船ひき網漁業 9隻
S. 45.1.20 S. 46.2.末	同 上	同 上	飯岡灯台135度 だだし銚子市 長崎灯台180度以西を除く 42ヶ統(茨城全船)
S. 46.2.28 S. 47.2.末	弁天森45度 平井灯台45度	30隻 6隻	同 上
S. 47.2.28 S. 48.2.末	区域同じ (大原以北船)	区域、期間同じ 10ヶ統	区域、期間同じ 10ヶ統 飯岡灯台150度 だだし銚子市 長崎灯台180度以西を除く 42ヶ統(茨城全船)
S. 48.2.29 S. 50.2.末	36ヶ統	区域、期間同じ 10ヶ統	区域同じ 33ヶ統(茨城全船)
S. 50.2.28 S. 52.2.末	弁天森45度 平井バ'ボ'アシテ45度	30隻 6隻	区域同じ 26ヶ統(茨城全船)
S. 52.2.28 S. 54.2.末	区域同じ (大原以北船)	区域、期間同じ 10ヶ統	旭市椎名内150度 26ヶ統(茨城全船)
S. 54.2.27 S. 56.2.末	弁天森45度 平井バ'ボ'アシテ70度	36隻	栗山川150度 17ヶ統(茨城全船)
S. 56.2.28 S. 58.2.末	24ヶ統 (大原以北船)	期間同じ	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (暫定ラジ)
S. 58.2.28 S. 60.2.末	同 上	同 上	磯見川(銚子・飯岡境同じ) 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (暫定ラジ) 同上
S. 60.2.28 S. 62.2.末	平井バ'ボ'アシテ60度 自粛期間 1月、2月	37隻	栗山川150度 17ヶ統(茨城全船)
S. 62.3.1 H. 1.2.末	平井バ'ボ'アシテ60度 自粛期間 1月、2月同時操業 3月、4月同時操業	37隻 18隻 19隻	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (暫定ラジ) 同上
H. 1.3.1 H. 1.3.2.末	平井バ'ボ'アシテ60度 自粛期間 12/15~3/15 (5ト)未満船も自粛)	37隻	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (暫定ラジ) 同上
H. 3.3.1 H. 5.2.末	同 上	同 上	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (暫定ラジ) 同上
H. 5.3.1 ~ H. 11.1.22	同 上	同 上	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (基点の表現方法を変更) 同上
H. 13.1.30 H. 15.2.末	同 上	同 上	磯見川(銚子・飯岡境)160度 51ヶ統(磯見川・飯岡境同じ) (基点の表現方法を変更) 同上
H. 15.1.24 H. 15.3.1 ~ H. 17.2.末	区域同じ 20ヶ統(大原以北船) 新規着業船が発生した場合は誠意を持つて対応することとした	①水深20m以浅、②12/15~3/15 の自家区域及び期間を許可(証) の制限又は条件とした 基点の表現方法を変更	区域同じ 14ヶ統(茨城全船) 新規着業船が発生した場合は誠意を持つて対応することとした 区域同じ 12ヶ統(茨城全船)
H. 17.1.21 H. 19.2.末	区域同じ 18ヶ統(大原以北船) 基点の表現方法を変更	基点の表現方法を変更 36隻	区域同じ 14ヶ統(茨城全船) 新規着業船が発生した場合は誠意を持つて対応することとした 区域同じ 12ヶ統(茨城全船)
H. 19.1.30 H. 21.2.末	基点の表現方法を変更	基点の表現方法を変更	基点の表現方法を変更

H.21.1.23 H23.6.末	H21.3.1~ H23.3.1~	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
H.23.1.28 H25.2.末	H23.3.1~ H25.3.1~	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
H.25.1.22 H27.2.末	H25.3.1~ H27.3.1~	同上	同上	同上	同上	同上	同上	(基点の表現方法を変更)
H.27.1.23 H29.2.末	H29.3.1~ H31.2.末	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
H.29.1.24 H31.2.末	H31.3.1~ R3.2.末	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
H.31.2.1 R3.2.末	R3.3.1~ R6.2.末	(有効期間を変更) (基点の表現方法を変更)	同上	同上	同上	同上	同上	同上

# 資料 No. 7 - 1

## 茨城インターナショナルフィッシングフェスティバルにおける堤防釣り大会について

令和5年7月21日  
茨城県農林水産部漁政課

令和5年8月18日～20日に開催される茨城インターナショナルフィッシングフェスティバルの同時開催イベントとして、8月19日、20日に大洗港において（公財）日本釣振興会茨城県支部（以下「日釣振」という。）が運営する堤防釣り大会が開催される。昨年度の大会では日釣振から、まき餌の使用を認めてもらいたい旨、要望があり、県ではまき餌と釣獲に関するデータの収集を条件に、特別採捕許可を発給した。

今年度の大会についても、日釣振からまき餌使用の要望があった。県としては、漁業調整規則で禁止している遊漁者によるまき餌の使用が、水域環境及び釣獲に及ぼす影響を把握できる機会であるため、データの収集に関する条件を付けたうえ、昨年同様、特別採捕許可を発給することとしたい。

### 1 大会概要

主 催 者：茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会（特採申請者）  
堤防釣り大会実施主体：（公財）日本釣振興会茨城県支部  
日 時：令和5年8月19日、20日 7:00～12:00（受付～採捕終了）  
開催場所：大洗港第4埠頭岸壁  
参 加 者：事前に募集した参加者及び日釣振スタッフ（上限80人/日）⇒特採の採捕従事者  
当日参加者（同時開催の「堤防釣り体験」の参加者）⇒特採非該当、まき餌不可

### 2 特別採捕許可の発給について

#### （1）茨城県海面漁業調整規則におけるまき餌の制限

第41条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

（1）竿釣及び手釣（まき餌釣を除く。）

第2号以下略

#### （2）特採発給の背景及び理由

平成14年の水産庁長官通知において、遊漁としてのまき餌釣は、一般的な方法として定着している実態があることから、全面的な禁止によらず、必要に応じまき餌釣の禁止区域を別途規定するなど、都道府県ごとの実情に合わせた制限へ移行するよう指導が出ている。

本大会については、陸上からまき餌を使用した釣りを行うことで、水域環境や水産動物の釣獲にどの様な影響があるか把握するためのデータが得られ、今後の規制案の検討に有用

であること、また大会会場となる水面が漁業権漁場外の閉鎖水域であり、漁場への影響が直接的に及ばないと判断されることから、特別採捕許可により対応することとした。

### (3) 特採の条件等

特別採捕許可の発給にあたり、採捕従事者に対し以下の通り条件を付すとともに、実績報告等の方法を指定する。

#### <条件>

- ①主催者は、番号札等を配布し、参加者（採捕従事者）に携帯させることで、事前申請者と当日参加者を明確に区別する。
- ②まき餌の使用量上限は2kg/人・日とする。

#### <実績報告等>

- ①主催者は、参加者ごとにまき餌の種類及び使用量を記録するとともに、採捕した水産動物について、魚種ごとに採捕尾数の計数及び総重量の測定を行い、県に採捕実績を報告する。
- ②主催者は、まき餌の使用の前後において、当該水域において水質調査を実施し、その結果を県に報告する。

#### [参考]

##### 令和4年の堤防釣り大会実施状況

日時・会場：令和4年8月27日（土）7:00～13:30 大洗港第4埠頭

主 催 者：大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会（特採申請者）

堤防釣り大会実施主体：（公財）日本釣振興会茨城県支部

参 加 者：事前登録者72名、当日参加者48名（釣果あり20名）

採捕結果：計4.05kg（サバ、サッパ、ジョコ（カンパチ幼魚）、ボラ、メジナ、コノシロ等）

#### 水質調査について

まき餌が水質に及ぼす影響を把握するため、県では大会前日、当日、2日後、会場の表層水について、溶存酸素、硝酸イオン、亜硝酸イオン、アンモニウムイオン含有量を測定した。

大会開始前の数値と比較して大会後の水質（表層）の悪化は見られなかった。ただし、大会当日及び翌日（8/27～28）に降雨があったことも影響したと考えられる。

#### 令和4年度 大会前日、当日（釣り大会終了直後）、2日後の水質検査結果

測定項目＼日時	R4.8.26（前日）	R4.8.27（当日）	R4.8.29（2日後）
	16:15	12:45	13:40
DO	6.27 mg/L	5.59 mg/L	6.08 mg/L
NO <sub>2</sub> <sup>-</sup>	0.8mg/L	0.7mg/L	0.5mg/L
NO <sub>3</sub> <sup>-</sup>	5mg/L	<3mg/L	4mg/L
NH <sub>4</sub> <sup>+</sup>	<0.2mg/L	<0.2mg/L	<0.2mg/L

## 試験研究計画書

(まき餌を使用した釣りの釣獲調査)

### 1 調査目的

茨城県海面漁業調整規則により禁止されているまき餌を使用した釣りにより、釣果にどの様な効果を及ぼすか客観的に示すデータを得ることを目的とする。

### 2 調査内容

#### (1) 採捕期間

令和5年8月19日及び20日の計2日間

受付：7時から

釣り（採捕）：8時から12時まで

検量：12時30分から

表彰式：13時30分～14時

#### (2) 採捕区域

茨城港大洗港区第4埠頭東側から北側の岸壁（位置図参照）。

※港湾管理者了承済み

#### (3) 採捕入数

一日あたり80人を上限とする（事前募集人員及び日釣振スタッフ）。

#### (4) 調査方法

採捕従事者ごとに以下の項目を記録し、まき餌を使用した竿釣りによる釣果のデータを収集する。

- ・まき餌の使用量（まき餌の使用量は1人1日あたり2kgを上限とする。）
- ・使用方法（散布、サビキカゴ等）
- ・1日当たりの釣果（魚種別採捕尾数及び総重量）

#### ア 対象魚種及び採捕数量

サバ、イワシ、アジ、その他魚類 500kg以内

### 3 実施主体（責任者）

公益財団法人 日本釣振興会 茨城県支部

## 位置図



※茨城港大洗港区 第4埠頭から北側にかけての二重線部の岸壁

# IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL in Hitachinaka-Oarai Resort 2023 開催概要

資料No. 7 - 2

【日程】2023年8月18日（金）、19日（土）、20日（日）

【内容】カジキ釣り国際大会（大洗マリーナ（茨城県沖））

- ・外国人等の招待選手を招聘（2022年は外国人6人を含む11人を招聘）
- ・参加隻数は最大50隻程度（2022年は34隻、約200人が参加）

陸上でイベント（メイン会場：大洗マリンタワー前芝生広場 8/19(土)、8/20(日)）

- ・集客目標は2日間で10,000人（2022年は1日で3,000人 ※2日目は荒天中止）
- ・ステージイベント、飲食ブース、カジキ解体ショー 等
- ・茨城の漁業（海産物）のPRブース
- ・ひたちなか市（那珂湊おさかな市場）でのイベントも予定（8/18(金)）

同時開催イベント（8/19(土)、8/20(日)）

- ・堤防釣り大会（（公財）日本釣り振興会茨城県支部 主催）
- ・室屋義秀エアショー（県・大洗観光協会・ひたちなか市観光協会 主催）

<実行委員会の概要>

大会会長 茨城県知事／大会副会長 大洗町長、ひたちなか市長

構成員：茨城県（事務局・地域振興課）、大洗町、大洗町商工会、大洗観光協会、

ひたちなか市、ひたちなか商工会議所、ひたちなか市観光協会、

いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、（株）茨城ポートオーソリティ

IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL  
in Hitachinaka-Oarai Resort

## イベントスケジュール（予定）

日程	カジキ釣り 国際大会	陸上でイベント	
		大洗町	ひたちなか市
18日 (金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・出発式（6:00～）</li><li>・カジキ釣り1日目（6:30～14:00）</li></ul>		<p>【那珂湊おさかな市場】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・カジキ解体ショー（14:00～）</li><li>・検量式（15:00～）</li></ul>
19日 (土)	<ul style="list-style-type: none"><li>・カジキ釣り2日目（6:30～15:00）</li><li>・検量式【大洗第4埠頭】（16:00～）</li></ul>	<p>【マリンタワー前広場】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ステージイベント</li><li>・飲食ブース</li><li>・カジキ解体ショー 等</li></ul> <p>【大洗第4埠頭】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・堤防釣り大会</li></ul>	<p>【阿字ヶ浦海岸】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・エアショー①</li></ul>
20日 (日)	<ul style="list-style-type: none"><li>・カジキ釣り3日目（6:30～14:00）</li><li>・検量式【大洗第4埠頭】（15:00～）</li><li>・表彰式（18:30～） 【クリスタルパレス】</li></ul>	<p>【マリンタワー前広場】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ステージイベント</li><li>・飲食ブース</li><li>・カジキ解体ショー 等</li></ul> <p>【大洗第4埠頭】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・堤防釣り大会</li></ul> <p>【大洗サンビーチ】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・エアショー②</li></ul>	

IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL  
in Hitachinaka-Oarai Resort

# 陸上イベント会場レイアウトイメージ



IBARAKI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL  
in Hitachinaka-Oarai Resort

## 堤防釣り大会・釣り体験イベント概要

1 日 程 令和5年8月19日（土）、20日（日）

2 場 所 大洗港区第4埠頭岸壁

### 3 堤防釣り大会

(1) 内 容 表彰ありの釣り大会（事前申し込み、当日参加不可）

(2) 時 間 釣り 8:00～12:00まで（受付 7:00～）

検量 12:30～

表彰・抽選会等 13:30～

(3) 定 員 20組（50名前後）

### 4 堤防釣り体験

(1) 内 容 釣り未経験者向けの釣り体験（当日申込）

(2) 時 間 8:00～13:30まで（2部）（受付 7:50～）

(3) 定 員 各部とも30組（竿30本）まで限定（先着順）



### 5 實施主体（責任者）

公益財団法人 日本釣振興会茨城県支部

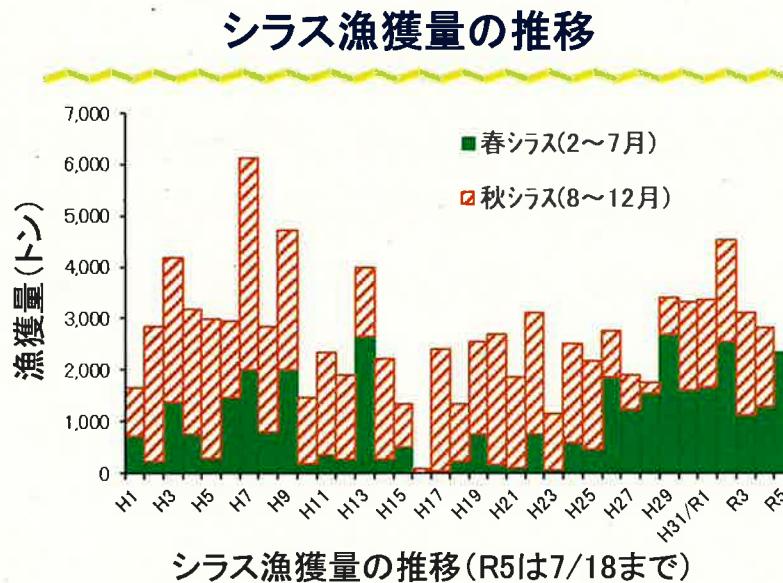
### 6 申請者

茨城インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

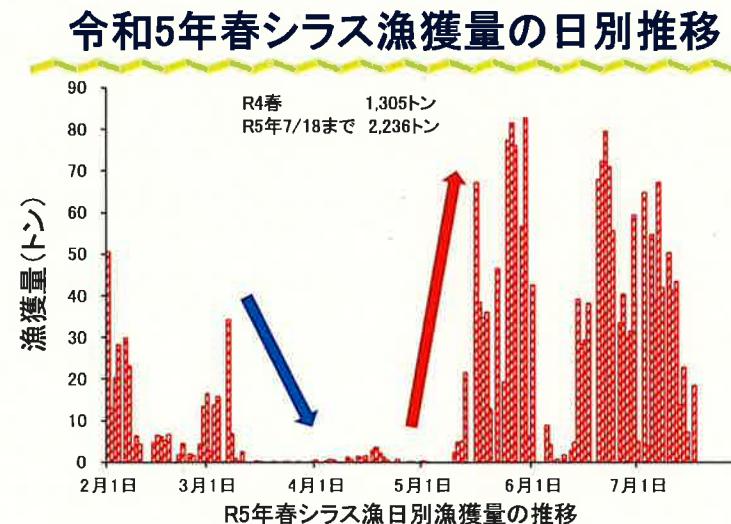
※堤防釣り大会の実施は、大洗港区事業所の岸壁使用許可によるもの。

## しらすの漁況経過と見通しについて

水産試験場 回遊性資源部



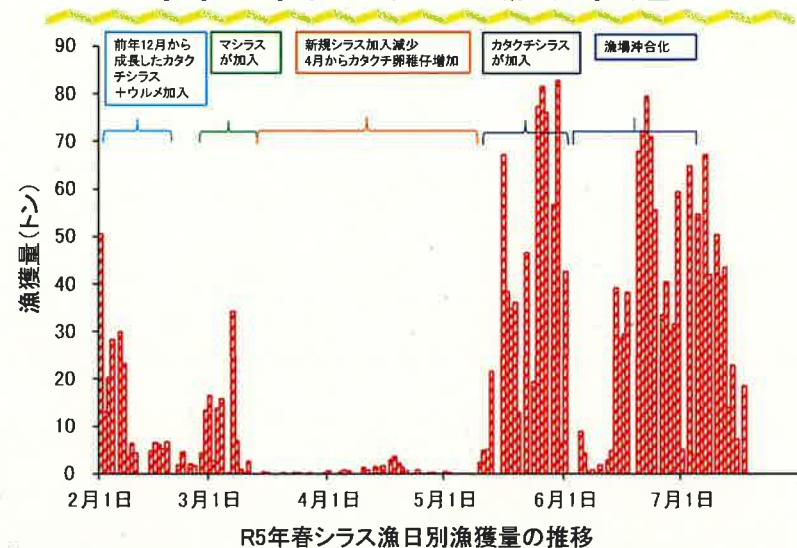
— 1 —



2月1日からの記録的豊漁後、一時漁模様が低迷したが、GW明けから漁模様が好転し、前年を超える量で漁獲継続中

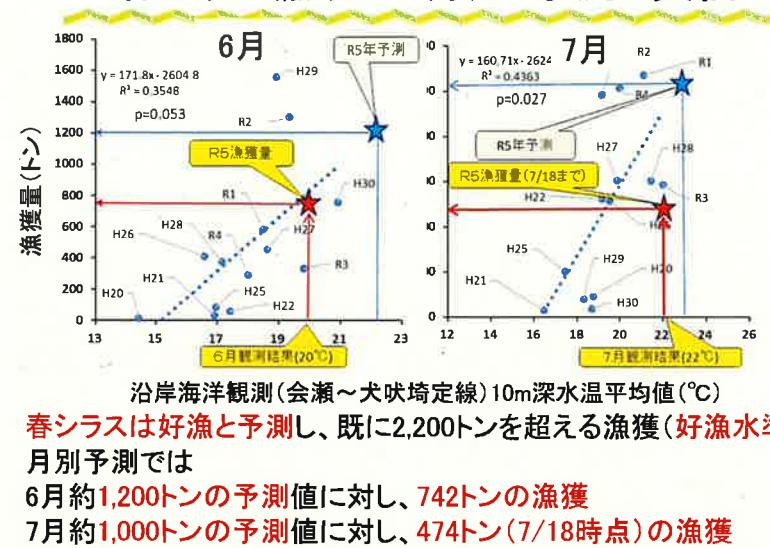
4

## 令和5年春シラスの漁況経過



- 2 -

## 春シラス漁(6~7月)の予測と実績



## 秋シラス漁獲量の推移と水温変動

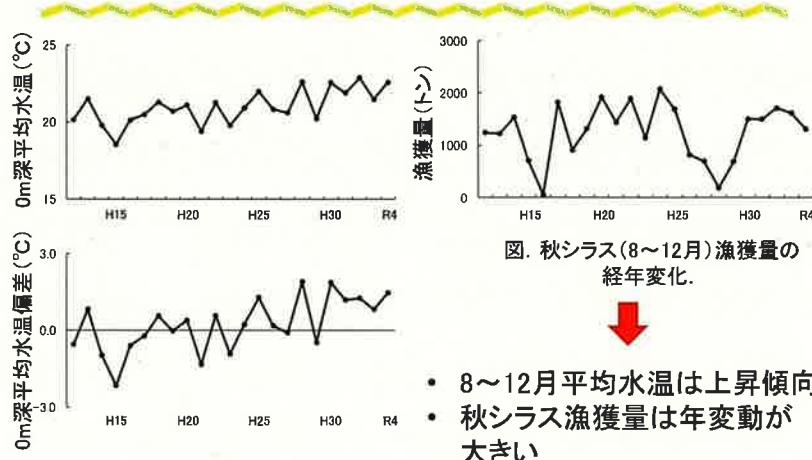


図. 8～12月の0m深平均水温(上段)と平年偏差(下段)の経年変化 ⇒ 月ごとの漁獲量の詳細な検討が必要

## 秋シラス漁獲量と水温との関係

- カタクチイワシ資源は2010年代中頃から大きく減少しており、長期的な傾向が必ずしも近年の漁獲量変動と合致しているとは限らない。
- 8月のシラス漁獲量には、7月の卵数と正の相関が、7月の10m深水温と負の相関があることが知られている(高橋, 2020)。

➡ 過去10年間の漁獲量と10m深水温および卵仔魚採集数の関係について検討

9

## 7月の海洋観測結果

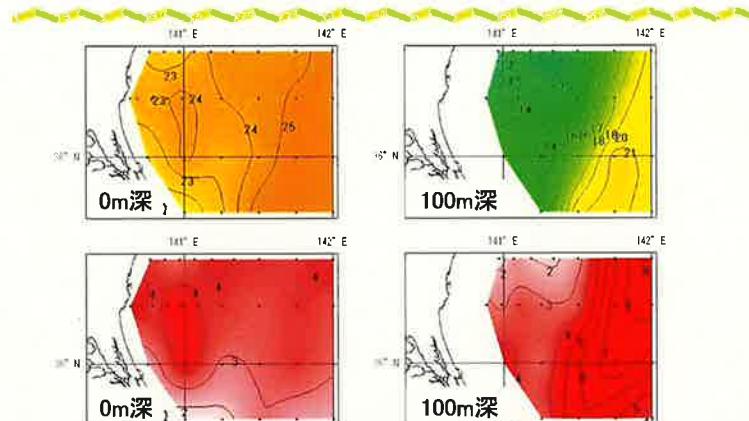


図. 7月の各水深帯における水温とその平年偏差(上段:水温 下段:平年偏差).

黒潮からの暖水の影響で、全層で高め傾向となった。

10

## 7月の卵仔魚調査結果

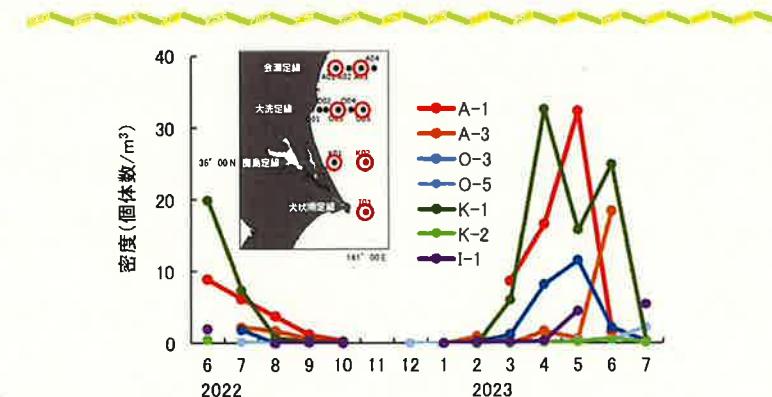


図. 各定点におけるカタクチイワシ卵仔魚の個体数密度(/m³).

6月まで多く出現したK-1で大きく低下

## 7月の卵仔魚調査結果

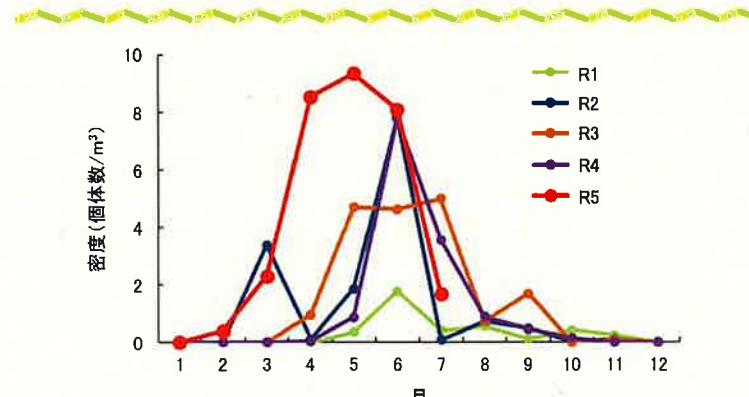


図. 各年のカタクチイワシ卵仔魚の個体数密度(/m³).

7月の個体数密度は昨年の約半分

- 3 -

11

12

## 7月の卵仔魚採取数とシラス漁獲量との関係

— 4 —

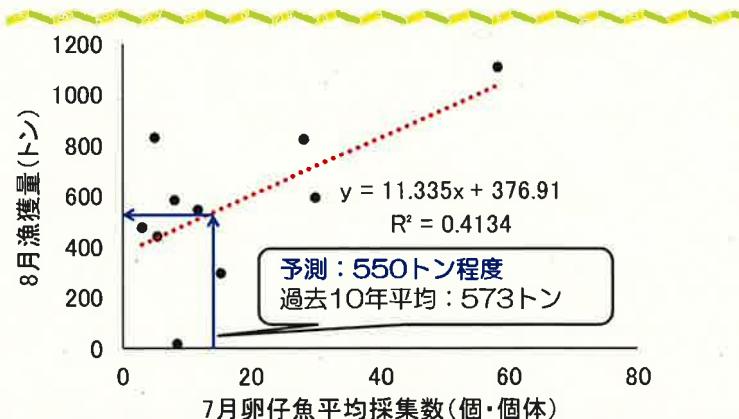
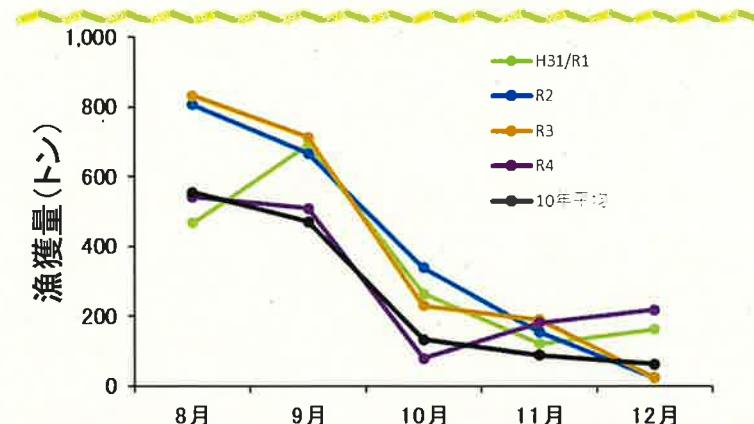


図. 7月の卵仔魚の平均採集数(1点定あたり)と8月のシラス漁獲量との関係.

既存知見と同様に正の相関が認められた。

13

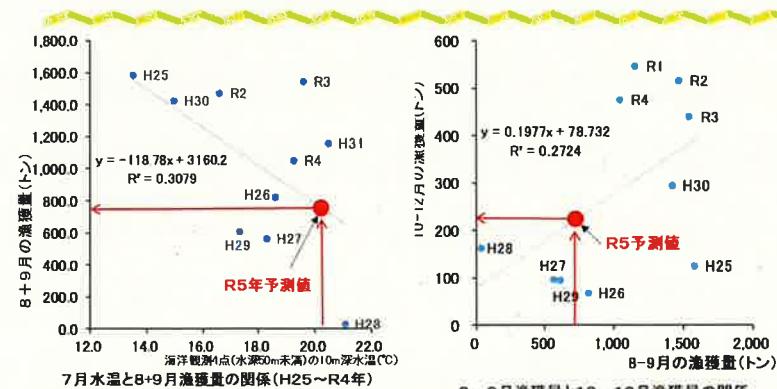
## 秋シラス月別漁獲傾向



本県の秋シラスは、8月の漁獲量が最も多く、9月以降減少する傾向にある。

14

## 7月の水温からの秋シラスの予測



7月平均水温: 20.4°C

↓

8~9月漁獲量: 737トン

10~12月漁獲量: 224トン

8~12月計: 約950トン

(前年1,524トン、過去5年平均1,810トン)

15

## 秋シラス漁の見通し

- 7月の海洋観測10m深水温 : やや高め
- 7月のカタクチイワシの卵仔魚採集量は大幅に減少
- 8月上旬頃まではシラス資源は維持されるが、新たな卵仔魚の供給がなければ、8月下旬以降資源量の減少が見込まれる
- 一方、水温は高め傾向で推移すると見込まれるため、年末に漁模様が好転する可能性はあり得る



秋シラス(8~12月)は、現時点では  
約1,000トン程度の不漁水準と予測される

16